

3月1～7日 春の火災予防運動

防火の手 ひろげて守ろう! 安心のまち (京田辺市消防本部防火標語)

消防本部は、3月1～7日に春の火災予防運動を行います。

春は、風の強い日が多く乾燥しやすくなります。小さな火元が大きくなりやすいこの時季は、毎年かけがえない命や貴重な財産が失われています。火災で悲しい出来事を起こさないため、みなさん一人ひとりが防火意識を高めましょう。

問合せ先＝消防本部予防課 (☎ 63-7826)

火災からの身を守るためのNGアイテム

- ◆寝たばこは、絶対やめる
- ◆ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使う
- ◆ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- ◆逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ◆寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使う
- ◆火災を小さいうちに消すために、住宅用火災器などを設置する
- ◆お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

職員の給与状況など公表

市は、市職員の給与などの実態を公表します。内容は、職員の任免と職員数、給与、勤務時間・条件、分限・懲戒処分、服務、研修、勤務成績の評定などの状況です。

本紙では、その一部を紹介します。詳しくは、ホームページをご覧ください。問合せ先＝職員課 (☎ 64-1324)

◆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成26年4月1日現在)

区分	経験年数	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	278,900円	328,400円	359,900円
	高校卒	—	302,500円	342,300円

注:経験年数とは、卒業後に採用され引き続き勤務していた年数です。15年未満の高校卒は該当がありません。

◆人件費の概要(平成25年度普通会計決算)(単位:千円)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	平成24年度人件費率
22,666,429	4,773,708	21.06%	22.32%

◆平均給料月額・平均年齢(平成26年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	324,600円	42.0歳
技能労務職	337,600円	45.3歳

◆職員の採用状況(平成25年4月1日～同26年4月1日)

職種	平成25年4月1日～同26年3月31日	平成26年4月1日
一般行政職	20人	9人
医療技術職	3人	2人
福祉職	0人	1人
保育士・幼稚園教諭職	7人	7人
技能労務職	0人	0人
消防職	4人	2人
合計	34人	21人

国・府との人事交流等職員は除きます。



京田辺市役所

児童福祉制度の活用を

市は、児童福祉制度として、中学校卒業までの児童を養育している人やひとり親家庭、心身に障がいのある児童を養育している人に、下表のとおり手当を支給しています。詳しくは、子育て支援課 (☎ 64-1376) までお問い合わせください。

平成26年4月1日現在

制度	支給額
児童手当	
中学卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人に支給(所得制限あり)	・3歳未満……………月額15,000円 ・3歳以上 小学校修了前(第3子以降)……………月額10,000円 ・3歳以上 小学校修了前(第3子以降)……………月額15,000円
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、年齢の一番高い子から第1子とする	・中学生……………月額10,000円 ・所得制限限度額を超える人……………月額5,000円
母子家庭奨学金	
母子家庭などで高校生までの児童を養育している人に支給	・乳幼児……………月額11,000円 ・小学生……………月額21,500円 ・中学生……………月額43,000円 ・高校生……………月額64,000円 ・高校入学支度金……………35,000円
交通遺児奨学金	
交通事故で親を亡くした父子・母子家庭などで、高校生までの児童を養育している人に支給 ※母子家庭奨学金との併給はできません	・乳幼児……………月額11,000円 ・小学生……………月額21,500円 ・中学生……………月額43,000円 ・高校生……………月額64,000円 ・高校入学支度金……………35,000円
児童扶養手当	
父子・母子家庭などで、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に支給(所得制限あり)	・全部支給……………月額41,020円 ・一部支給……………月額41,010円～9,680円 ※2人目は5,000円、3人目からは1人につき3,000円を加算
京田辺市特別児童福祉手当	
父子・母子家庭などで、義務教育終了前(18歳未満の心身障がい児を含む)の児童を養育し、児童とともに本市に1年以上住民登録している人に支給	・児童2人までは1人につき……………月額1,800円 ※以下1人増えるごとに……………月額600円
高校生給付型奨学金	
父子・母子家庭などで、低所得者世帯(市民税非課税世帯)に支給 ※生活保護受給者は別途支給します ※母子家庭奨学金との併給はできません	・私立全日制……………月額33,000円以内 ・私立定時制……………月額24,000円以内 入学支度金・支援金なども支給されます。学校・学年により支給額は異なります。
特別児童扶養手当	
20歳未満の中度以上の障がい児を養育している人に支給(所得制限あり) ※請求時には診断書が必要ですが、身体障害者手帳1～3級または療育手帳「A」の判定の場合は、その写しをもって診断書を省略できる場合があります	・重度障がい……………月額49,900円 ・中度障がい……………月額33,230円
京田辺市心身障害児児童特別手当	
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ18歳未満の障がい児を養育し、児童とともに本市に1年以上住民登録している人に支給	・児童1人につき……………月額2,400円
京田辺市特定心身障害等児童特別手当	
特別児童扶養手当受給者で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持たない18歳未満の障がい児を養育し、児童とともに本市に1年以上住民登録している人に支給	・児童1人につき……………月額2,400円

広告

人間・脳 ドック 受診費用の7割助成 国保・後期高齢者医療の加入者に

市は、国民健康保険(国保)・後期高齢者医療の加入者を対象に「外来(半日)人間ドック」「脳ドック」「併用ドック(人間・脳ドックの併用受診)」の受診費用を助成します。

助成額＝受診費用の7割

申込期間＝4月1日(水)～5月7日(木)(当日消印有効)

詳しくは、3月下旬に郵送する案内を確認してください。

申込・問合せ先＝国保医療課(☎ 64-1332・☎ 64-1374)

国民健康保険

対象＝国保税を滞納していない世帯で、次のすべてに該当する人
▼5月7日現在30歳以上75歳未満(昭和15年5月8日以降生まれ)の人で、1年以上継続して京田辺市国民健康保険に加入している

▼入院・妊娠していない

後期高齢者医療

対象＝保険料を滞納していない後期高齢者医療の被保険者で、次のすべてに該当する人
▼入院していない
▼養護老人ホーム・介護保険施設に入所していない

▼入院・妊娠していない

健康チェックで早期発見



国民健康保険の加入者で1月1日現在19歳以上の人は、平成26年分の所得申告が必要です。世帯の中に申告がない人がいても、所得基準を満たしていても軽減措置が適用されませんので、必ず申告してください。なお、確定申告書を提出した人や、勤務先などから給与・公的年金など

国保加入者 19歳以上は所得の届け出を収入のない被扶養者も

の支払報告書が提出されている人を除きます。【申告先】▼1月1日現在、市内に住居登録する人⇒市税課
▼1月2日以降に市内に住居登録した人⇒国保医療課
【問合せ先】国保医療課(☎ 64-1332)



新幼稚園児がごみ拾いに汗

おうちで分別するね

2月17日、新幼稚園の園児が、近くを流れる手原川で清掃活動を行いました。園児は、一人ひとりのがさみと袋を手に持ち、ごみを収集したあと、「空き缶」「ビン」「燃やすごみ」などに分別しました。地域の市民グループが前日に手原川一帯で収集したごみの分別もお手伝い。「ごみのポイ捨てはやめようね」「おうちでも分別してね」と先生の呼び掛けに元気に返事をしていました。

福祉医療制度 老人医療は4月から2割負担

市は、市内に在住する健康保険の加入者を対象に、医療費の全部または一部を助成する福祉医療費助成制度を行っています。対象者には受給者証を発行しますので、該当する場合は申請してください。

対象・内容↓下表のとおり申請に必要なもの⇒健康保険被保険者証・印鑑など
障害者医療の申請には、障害者手帳・年金証書などが必要です。
4月1日現在70歳未満で、すでに福祉医療費受給者証「老人医療」を持っている人には、3月中に新しい受給者証を郵送します。

老人医療費助成制度の自己負担が2割に
京都府の老人医療費助成制度の改正に伴い、4月1日から同制度の自己負担割合が左図のとおり1割から2割に変わる予定です。

医療費の負担割合	健康保険	老人医療	自己負担
7割	7割	2割	1割
7割	7割	1割	2割

申請・問合せ先 国保医療課 ☎64-1374

制度名	対象者	助成内容
老人医療	65～69歳の人で次のいずれかに該当する人 ①一人暮らし(所得制限あり) ②満60歳以上の人だけで構成する世帯(所得制限あり) ③所得税の非課税世帯 ※住民税非課税世帯の人は、申請するとひと月の医療費の限度額が減額されます。	健康保険で受診したときの自己負担分を一部助成
障害者医療	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1級または2級を持っている ②療育手帳A(IQ35以下)を持っている ③療育手帳B1(IQ50以下)と身体障害者手帳3級を持っている ④精神に障がいのある人で、障害基礎年金1級または2級を受給している	健康保険で受診したときの自己負担分を全額助成
ひとり親家庭医療	ひとり親家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども・保護者	

捨てればごみ 分ければ資源 集団回収活動に補助

市は、資源ごみの集団回収活動に補助しています。集団回収とは、資源として再利用できる紙・缶・ビンなどを地域の団体に回収し、資源回収業者に引き渡す活動です。対象団体＝市内の区・自治会・子ども会・婦人会・PTAなど、営利を目的としない団体
対象資源＝定期的に資源回収業者に引き渡す再生資源
補助額(1kgあたり)＝▼紙・布類…6円▼缶・ビン類…3円
申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

【昨年の回収総額は1,340万円】
現在、80団体が集団回収に取り組み、昨年度の回収量は約2,263トン、補助金額は約1,340万円となりました。
集団回収を行うことで、資源の有効活用につながるほか、ごみの減量化によるCO2削減、資源ごみの持ち去り防止にも効果があります。地域の集団回収活動に積極的に参加しましょう。
問合せ先＝清掃衛生課(☎ 68-1288)



広告